

いすみ市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年9月1日

いすみ市選挙管理委員会委員長 山口 明



いすみ市選挙管理委員会告示第23号

いすみ市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

いすみ市選挙管理委員会規程（平成17年いすみ市選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（委員長の専決処分） 第16条 <u>委員会が成立しないとき、委員の除斥その他の故障により会議を開くことができないとき、又は緊急を要する事件のあるとき、若しくは委員会の議決により特に指定したものについては、委員長は、委員会の権限に属する事件を専決処分することができる。</u> 2 委員長は、前項の規定により専決処分をした事項については、<u>次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。</u>	（委員長の専決処分） 第16条 委員会の権限に属する事項のうち軽易な事項で、<u>その議決により特に指定したものは、委員長においてこれを専決処分することができる。</u> 2 委員長は、前項の規定により専決処分をした事項については、<u>これを次の委員会の会議に報告しなければならない。</u>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。